

行政手続における押印廃止に伴う  
「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」の一部改訂等について  
～ お知らせ ～

令和2年10月  
山口県土木建築部

行政手続における押印廃止の趣旨を踏まえ、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」の一部を改訂しましたので、以下のとおりお知らせします。

## 1 改訂概要

各様式における押印欄の削除等を行った。改訂したマニュアル等は技術管理課ウェブサイトに掲載する。

(URL:[https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/infla\\_slide/20140217.html](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/infla_slide/20140217.html))

## 2 適用基準日

令和2年11月1日以降適用するものとし、既契約工事及び入札公告(指名通知)中の工事についても適用する。